

国立大学法人北海道大学総合博物館 展示室制作業務委託に対する 企画提案参加仕様書

1. 趣旨

この企画提案参加仕様書は、国立大学法人北海道大学（以下、「本学」という。）総合博物館における展示室制作委託業務者（以下、「委託業務者」という。）を、公募により選定するために必要な事項を定めるものである。本委託業務の企画を提案する場合は、以下の要件について了承の上、応募すること。

2. 公募業務の内容

別添「国立大学法人北海道大学総合博物館展示室制作業務委託仕様書」のとおりとする。

3. 業務期間

契約締結日から平成 28 年 3 月 31 日

4. 委託料上限額

5,000 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

5. 企画提案者の参加資格

(1) 本学から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同じ。）

(2) 日本国内において、平成 16 年度以降に竣工した博物館に関する展示設計業務（リニューアルを含む）について、元請けとしての実績を有すること。

なお、博物館とは、自然系または人文系の資料を保管するための収蔵機能及び展示機能を有する施設で、総合博物館（自然系及び人文系の両分野にわたる展示資料を扱う博物館）、自然系、人文系のいずれかの分野の博物館（水族館、動植物園、美術館を除く。）とする。

(3) 次のいずれにも該当しない者

① 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続の申立をしている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立をしている者

② 未成年者（婚姻若しくは営業許可を受けている者を除く。）、成年被後見人、被保佐人及び被補助人並びに破産者で復権を得ない者

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている場合は、これにあたらぬ。

③ 国税、地方税の滞納がある者

④ 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事

等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下、この号において同じ。)が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められる者

- ⑤ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
- ⑥ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供給するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
- ⑦ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる者
- ⑧ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

6. 応募手続き

委託業務の応募者(以下、「応募者」という。)は、本企画提案参加仕様書を熟読の上、次の書類を提出すること。なお、企画提案は、調査・検討および制作業務における具体的な取り組み方法について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。

(1) 提出書類

① 企画提案書

- ・当該業務への企画提案を次のテーマについておこなうこと。
 - a. 北海道大学総合博物館の使命と目的に基づき、北海道大学の全学部を紹介する展示(学部展示)の制作にあたっての考え方や創意工夫などについて、具体的に記入すること。
 - b. 学部展示の整備を通じて、大学教育や研究成果の公開、北大ブランドの宣伝等、大学博物館の役割をどのように展開していくかについて、提案すること。
 - c. 以下の2つの展示室の設計を提案すること。
 - c-1. S221 展示室 10 (約 90 m²) で法学部、経済学部、教育学部の3学部を紹介する場合。
 - c-2. S111 展示室 6 南 (約 90 m²) で理学部を紹介する場合。
 - d. a~c の提案を踏まえた本委託業務の委託料および本委託業務に含む役務などについて、説明すること。
- ・記載にあたり、概念図、イラスト等を用いることが推奨される。

- ② 定款及び企業概要(企業理念(経営方針)、業務履歴、創立(創業)年月日、資本金(出資総額)、業務内容(業務種目)等がわかる最新の資料(様式自由、パンフレット可))

(2) 提出部数

各 10 部（原本 1 部とその写し 9 部）

(3) 提出先・連絡先

〒060-0810 札幌市北区北 10 条西 8 丁目

北海道大学総合博物館事務室 五十嵐

電話 011-706-3607

FAX 011-706-4029

電子メール museum@jimuhokudai.ac.jp

※本学の受付時間は、土・日及び祝日を除く毎日、午前 9 時から午後 5 時まで
（ただし、正午から午後 1 時までを除く。）

(4) 提出方法及び期限

提出書類は、取りまとめの上、各 10 部提出すること。

提出期限は、平成 27 年 11 月 9 日（月）午後 5 時（必着）とし、6. (3) の提出先・連絡先へ持参又は郵便（書留郵便に限る）により提出することとし、郵送の場合は、必ず郵送した旨を電話連絡すること。

なお、提出書類が提出期限までに到着しなかった場合は、参加を認めない。

7. ヒアリングの開催

提出書類の審査を経て 2～3 の業務提案者を対象に平成 27 年 11 月 13 日（金）の午後に総合博物館 3 階共同研究室（N309 室）で開催する。なお、ヒアリングにお越し願いたい業務提案者には平成 27 年 11 月 10 日（火）午後 5 時までに通知する。

8. 説明会の開催

平成 27 年 10 月 27 日（火）午後 1 時から総合博物館 3 階共同研究室（N309 室）で本公募の説明会を開催する。

9. 委託業務者の決定

本学の設置する選定委員会において、提出された企画提案書等について書類審査およびヒアリングを実施の上、委託業務者を決定する。なお、本学に提出された書類の書き換え、引き換え及び撤回は認めない。また、受領した書類の返却はしない。書類の内容を、本委託業務者選定の用以外に利用することはない。

10. 選定結果の通知

選定結果（委託業務者の決定）については、応募者全員に文書で通知することとし、公表はしない。

11. 委託業務者決定後の契約等の手続き

委託業務者として決定した者と、次の手続きを行う。

- (1) 本学が定める様式により、「国立大学法人北海道大学総合博物館展示室制作業務委託

契約書」を締結する予定である。

- (2) 委託業務者は、記名押印の上、本学が指定する日までに、10. (1)の契約書を本学に提出すること。

12. 委託業務者の決定取消し

次の各号に該当する場合は、8. の決定を取り消す。

- (1) 委託業務者が、10. (2)の事項を履行しなかったとき。
- (2) 委託業務者が、10. の契約締結前に4. の応募資格を欠いたとき。
- (3) 社会的信用を損なう行為等により、委託業務者としてふさわしくないと本学が判断したとき。

13. その他留意事項

現時点の各学部に関連する既存展示物品リスト（別紙3）ならびに展示室の写真（別紙4）を提供する用意がある。希望の場合には6. (3) の問い合わせ先に連絡すること。

応募手続等に係る費用は、全て応募者の負担とする。

14. 附属資料一覧

- (1) 別紙1 「国立大学法人北海道大学総合博物館展示室制作業務委託仕様書」
- (2) 別紙2 「学部展示予定位置図」

14. 問い合わせ先

6. (3)のとおり